

新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」へ移行したことについて

みなさんご存知かと思いますが、5月8日から新型コロナウイルス感染症の法的な位置付けが変わりました。「季節性インフルエンザと同等の扱い」とよく言われていますが、この変更に伴い、大きく変わったことについて2点お知らせします。

① 濃厚接触者が特定されない

これまでは主に感染者と同居している家族などが濃厚接触者とされ、行動制限がありましたが、今後は濃厚接触者の特定がないため、感染者以外の周囲の人の行動制限はなくなります。



感染した場合は、引き続き外出を控え、ゆっくりと休養しましょう。

② 出席停止の基準が明確になった(※定期試験中は必ず受診した上で登校許可証明書を提出してください)

これまでの基準は「治癒するまで」というものでしたが、今後は「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」という基準になりました。また、出席停止期間の数え方ですが、発症日や症状が軽快した日を0日とし、その翌日からのカウントとなります。

出席停止期間の例	発症日	発症後最低5日間は出席停止							
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後2日目に症状が軽快した場合	症状あり		症状が軽快した日	1日経過			登校可能		
発症後6日目に症状が軽快した場合	症状あり						症状が軽快した日	1日経過	登校可能
無症状の場合 ※検査日を発症日とする	無症状						登校可能		



「症状が軽快する」という考え方は、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や鼻水など）が改善傾向にあることとされています。



マスクの着用については個人の判断となっていますが、新型コロナウイルス感染症になった場合、発症から10日間を経過するまでは、マスクの着用が推奨されています。もちろんこれは強制ではありませんが、感染力の強い感染症だということは忘れずに生活していきたいですね。